

令和2年（2020年）6月22日

市内指定障害児通所支援事業所

管理者 殿

八王子市福祉部障害者福祉課

特別支援学校等の学校の再開に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について（通知）

平素より、本市の障害者福祉施策に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただいていることに、厚く御礼申し上げます。

市立及び都立学校における学校の再開については、令和2年6月1日から段階的に再開しているところですが、分散登校の終了に向けて、放課後等デイサービス事業所等の対応について、下記のとおりまとめましたので、御確認の上、御対応をお願いいたします。

## 記

### 1 放課後等デイサービスについて

#### （1）請求単位について

分散登校を行う際に、学校の一部を休業としている場合については、全部を休業しているものとして、学校休業日の単価を適用することとしているが、その適用終了日について、本市では令和2年6月30日（火）を以て終了とします。

なお、学校休業日単価の適用終了日以降については、原則どおり、授業終了後の児童と学校休業日（学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日、学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日）の児童がいる場合については、個々の利用実態に応じた単価の適用とします。

また、7月1日以降も分散登校されている児童がいる事業所は以下の連絡先に分散登校期間の終期等御報告くださいますようよろしくお願いいたします。

(2) 人員欠如減算の取扱いについて

学校の分散登校に伴う子どもの預け先の確保等の問題で職員の勤務が短時間となる場合のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機の場合により、やむを得ず出勤できない場合については、サービス提供職員欠如減算の適用は行わない扱いとします。ただし、できる限り代替の職員を確保して、児童の安全に配慮した支援を行いますようお願いいたします。

(3) 児童指導員等加配加算の取扱いについて

児童指導員等加配加算を算定している事業所については、原則加算の算定要件を満たした配置をお願いいたします。

学校の臨時休業に関連して、やむを得ず職員が出勤できない場合については、有給休暇や特別休暇等の適用を行うことで従前どおりの加算算定を可能とするが、児童に対する安全な支援の提供に配慮するため、可能な限り代替職員の配置をお願いいたします。

(4) 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮したうえで、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することを可能とします。

(5) 代替的サービスについて

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や自宅で問題が生じていないか等の確認、保護者への相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合には、引き続き報酬の算定の対象とすることができるとします。

なお、代替的サービスの提供記録については、任意様式でも構いませんが、別添「(都独自様式) 新型コロナウイルス感染症に関連した代替的サービスの提供記録」の記載内容を最低限記載するようお願いいたします。

また、内容について保護者の確認を得ることとし、本市が提供を求めた場合は、当該書類の写しを提出するようお願いいたします。

## 2 児童発達支援及び保育所等訪問支援について

上記1(2)～(5)については、児童発達支援についても準用します。

上記1(5)については、保育所等訪問支援についても準用します。

## 3 適用期間について

上記1(2)～(5)の適用期間の終期については、厚生労働省通知があり次第、別途周知いたします。

ただし、放課後等デイサービスにおいては、令和2年7月1日(水曜日)以降は、適用する単価は個々の利用実態に応じて、授業終了後又は休業日の報酬を算定するようお願いいたします。